

官報

号外 昭和四十八年五月十一日

第七十二回 衆議院會議録 第三十三号

昭和四十八年五月十一日(金曜日)

議事日程 第二十九号

昭和四十八年五月十一日

午後二時開議

第一 通商産業省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

日程第一 通商産業省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後二時七分開議

○議長(中村梅吉君) これより會議を開きます。

日程第一 通商産業省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○中山正暉君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、日程第一とともに、内閣提出、恩給法等の一部を改正する法律案を追加して両案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(中村梅吉君) 中山正暉君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(中村梅吉君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

日程第一、通商産業省設置法の一部を改正する法律案、恩給法等の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

通商産業省設置法の一部を改正する法律案

右 國會に提出する。

昭和四十八年二月六日

内閣総理大臣 田中 角榮

通商産業省設置法の一部を改正する法律案(昭和四十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一節 特許庁を」を「第一節 資源エネルギー部 内部部 第三款 附属機関 第二節 特許庁」に改める。

ルギ一庁(第三十六条の二、第三十六条の三)に、第三十六条の四、第三十六条の九、第三十六条の十一、第三十六条の十二)に、第二節 中小企業庁を「第三節 中小企業庁」に改める。

第三条各号列記以外の部分中「左」を「次に」に改め、同条第二号中「輸出品の生産の振興その他」を削り、同条第三号中「を促進するため必要な指導、あつ旋及び助成を」及び「適正化」に改め、同条第五号中「及びガス事業」を「ガス事業及び熱供給事業」に改め、同条第六号中「右炭その他の鉱物、電力等の資源の開発及び」を「鉱物資源の開発及び電力等のエネルギーの供給の確保並びにこれら」に改める。

第五条を次のように改める。

(内部部局)

第五条 本省に、大臣官房及び次の七局を置く。

通商政策局

貿易局

産業政策局

立地公書局

基礎産業局

機械情報産業局

生活産業局

大臣官房に調査統計部を、通商政策局に国際経済部及び経済協力部を、基礎産業局にアル

コール事業部を置く。

第六条第四項を同条第六項とし、同条第三項中「通商局、企業局及び重工業局」を「通商政策局及び機械情報産業局」に改め、同項を同条第五項と

し、同条中第二項を第四項とし、第一項を第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

2 通商産業省に通商産業審議官一人を置く。

2 通商産業審議官は、命を受けて通商産業省の所管行政に関する重要な政策の企画立案及び実施に関する事務を総括整理する。

第七条第一項各号列記以外の部分中「左」を「次に」に改め、同項第八号中「を」を「広報」に改め、同項第九号中「行」を「行なり」に改め、同項第十号から第十三号までを削り、同項第十四号中「行」を「行なり」に改め、「内部部局」の下に「及び資源エネルギー庁」を加え、同項を同項第十一号とし、同項第十五号中「の外」を「のほか」に改め、同項を同項第十二号とし、同条第二項中「前項第十四号」を「前項第十一号」に改める。

第八条の見出しを「通商政策局の事務」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「通商局」を「通商政策局」に、「左」を「次に」に改め、同項第二号中「通商経済上の経済協力に係るものを除く。」を削り、同項中第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とし、同項第七号中「貿易振興局の所掌に係るものを除く。」を削り、同項を同項第五号とし、同項の次に次の一号を加える。

六 アジア経済研究所に関すること。

第八条第一項第八号及び第九号を削り、同項第十号中「通商経済上の経済協力に係るものを除く。」を削り、同項を同項第七号とし、同項の次に次の一号を加える。

八 通商産業省の所掌に係る事業に関する賠償に関すること。

第八条第一項第十一号中「の外」を「のほか」に改め、同項を同項第九号とし、同条第二項を次のように改める。

2 国際経済部においては、前項第四号に掲げる事務、同項第五号及び第七号に掲げる事務(経済協力部の所掌に係るものを除く。)並びに同項第二号に掲げる事務のうち多数国間の協定又は取決めの実施(経済協力部の所掌に係ることを

昭和四十八年五月十一日 衆議院會議録第三十三号 通商産業省設置法の一部を改正する法律案外一案

除く。)に關することをつかさどる。
第八條に次の一項を加える。

3 經濟協力部においては、第一項第六号及び第八号に掲げる事務、同項第五号及び第七号に掲げる事務のうち通商經濟上の經濟協力に關すること並びに同項第二号に掲げる事務のうち通商經濟上の經濟協力に關する多数国間の協定又は取決めの実施に關することをつかさどる。

第八條の二の見出しを「貿易局の事務」に改め、同條第一項各号列記以外の部分中「貿易振興局を「貿易局」に、「左の」を「次の」に改め、同項中第十一号から第十四号までを削り、第十号を第十二号とし、同項第九号中「通商局」を「通商政策局」に改め、同項第十一号とし、同項第五号から第八号までを二号ずつ繰り下げ、同項第四号中「通商局の所掌に係ることを除く。」を削り、同項を同項第六号とし、同項第三号中「輸出の下に」及び輸入を加え、同項を同項第五号とし、同項中第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 他の内部部局及び資源エネルギー庁の所掌に係る物資以外の物資の輸出の増進、改善及び調整を図ること。
三 輸入の増進、改善及び調整を図ること。
第八條の二第一項第十五号を同項第十三号とし、同條第二項を削る。

第九條の見出しを「産業政策局の事務」に改め、同條各号列記以外の部分中「企業局」を「産業政策局」に、「左の」を「次の」に改め、同條中第十二号から第十四号までを削り、第十一号を第十六号とし、同條第十号中「行」を「行なう」に改め、同項を同條第十五号とし、同條第九号中「行」を「行なう」に改め、同項を同條第十四号とし、同條第八号を第十三号とし、第七号の二を第十二号とし、第七号を第十一号とし、第六号を第十号とし、第五号の三を第九号とし、第五号の二を第八号とし、同條第五号中「行」を「行なう」に改め、同項を同條第七号とし、同條第四号中「前各号」を

「第二号から前号まで」に、「の外」を「のほか」に改め、同項を同條第六号とし、同條中第三号の二を第五号とし、第三号を第四号とし、同條第二号中「あつ旋」を「あつせん」に改め、同項を同條第三号とし、同條第一号中「事業」の下に「に係る産業構造の改善その他事業」を加え、同項を同條第二号とし、同條の前に次の一号を加える。

一 通商産業省の所掌に係る物資(電力を含む。)の総合的な需給に關する政策及び計画その他商工業に關する基本的な政策及び計画を立案すること。
第九條に次の二号を加える。

十七 通商産業省の所掌事務に關する調査一般に關すること。
十八 通商産業省の所掌事務に關し、図書及び資料の収集、保管、編集及び刊行を行なうこと。(商工業に關する統計に關することを除く。)

第九條の二の見出しを「立地公署局の事務」に改め、同條各号列記以外の部分中「公署保安局」を「立地公署局」に、「左の」を「次の」に改め、同條中第十二号を第十五号とし、第三号から第十一号までを三号ずつ繰り下げ、同條第二号中「第九号」を「第十二号」に改め、「内部部局」の下に「及び資源エネルギー庁」を加え、同項を同條第五号とし、同條中第一号を第四号とし、同項の前に次の三号を加える。

一 工業用地、工業用水その他の産業立地に關すること。
二 工業用水道に關すること。
三 水資源開発公団に關すること。
第十一條を削り、第十條の見出しを「機械情報産業局」に改め、同條各号列記以外の部分中「重工業局」を「機械情報産業局」に、「左の」を「次の」に改め、同條第一号中「左に掲げる鉄鋼」を「次

に掲げる」に、「行」を「行なう」に改め、同條中「鉄鋼、鋼材及び合金鉄、鉄くず」を「農水産機械器具」を「農水産機械器具」に、「右に掲げるもの以外の」を「その他」に改め、同條第四号中「大臣官房及び公益事業局」を「資源エネルギー庁」に改め、同條第十二号中「重工業局」を「機械情報産業局」に改め、同項を同條第十三号とし、同條第十一号の次に次の一号を加え、同項を第十一号とする。
十二 情報処理振興事業協会等に關する法律(昭和四十五年法律第九十号)の施行に關する事務で通商産業省の所掌に屬するものを処理すること。

「鉄鋼、鋼材及び合金鉄、鉄くず」を「農水産機械器具」を「農水産機械器具」に、「右に掲げるもの以外の」を「その他」に改め、同條第四号中「大臣官房及び公益事業局」を「資源エネルギー庁」に改め、同條第十二号中「重工業局」を「機械情報産業局」に改め、同項を同條第十三号とし、同條第十一号の次に次の一号を加え、同項を第十一号とする。

十二 情報処理振興事業協会等に關する法律(昭和四十五年法律第九十号)の施行に關する事務で通商産業省の所掌に屬するものを処理すること。

第九條の二の次に次の一条を加える。
(基礎産業局の事務)
第十條 基礎産業局においては、次の事務をつかさどる。
一 次に掲げる鉄鋼、軽金屬等(核燃料物質を除く。)の輸出、輸入、生産、流通及び消費(農林畜水産業専用物品の流通及び消費を除く。)の増進、改善及び調整を図ること。(他の内部部局の所掌に係ることを除く。)

鉄鋼
鋼材及びその半製品
合金鉄
鉄鋼製品
軽金屬、ニッケル、コバルト、チタニウム及び希有金屬
金屬くず
非鉄金屬製品
二 次に掲げる化学工業品等(化学肥料、飲料、食品及び農薬を除く。)の輸出、輸入、生産、流通及び消費(農林畜水産業専用物品の流通及び消費を除く。)の増進、改善及び調整を図ること。

「生活産業局」に改め、同條各号列記以外の部分中「繊維雜貨局」を「生活産業局」に、「左の」を「次の」に改め、同條第一号中「左に」を「次に」に改め、「陶磁器」を削り、「右に掲げるもの以外の繊維工業品及び雜貨工業品」を「陶磁器、ガラス、セメントその他窯業工業品」を「土木建築材料(木材を除く。)、その他纖維工業品及び雜貨工業品」に改め、同條第二号中「纖維雜貨局」を「生活産業局」に改める。
第十三條から第十六條までを次のように改める。
第十三條から第十六條の三を削る。
第十八條の二及び第十八條の三を削る。
第十九條中「前四條」を「前二條」に、「の外」を「のほか」に、「左の」を「次の」に改める。

第二十五条第一項中「左の」を「次の」に、「通り」を「とおり」に改め、同項の表中

「総合エネルギー調査会」

エネルギーの安定的かつ合理的な供給の確保に關する総合的かつ長期的な施策に關する重要事項を調査審議すること。

に改め、調査審議すること。

産業技術 鉱業及び工業の科学技術に關する重要事項を調査審議すること。

第二十七條各号列記以外の部分中「公青保安局」を「立地公害局」に、「第九條の二第六号から第九号まで、第十一号及び第十二号」を「第九條の二第九号から第十二号まで、第十四号及び第十五号」に、「左に」を「次に」に改め、同條第二号、第七号、第十一号、第十五号、第十七号及び第二十号中「行なり」を「行なり」に改める。

第三十二條第四項中「公青保安局」を「立地公害局」に、「第九條の二第六号から第九号まで、第十一号及び第十二号」を「第九條の二第九号から第十二号まで、第十四号及び第十五号」に改め、第三十六條中「基いて」を「基ついて」に改め、「外局はの下に」を「資源エネルギー庁」を加える。

(特別な職)

第三十九條の二 特許庁に特許技監一人を置く。 2 特許技監は、命を受けて工業所有權に關する審査及び審判に關する事務のうち技術に關する重要事項を総括整理する。

第三章第二節を第三節とし、第一節を第二節とし、第三十六條の次に次の一節を加える。

第一節 資源エネルギー庁 第一款 総則 (任務及び長)

第三十六條の二 資源エネルギー庁は、鉱物資源の合理的な開発及び電力等のエネルギーの安定的な供給の確保並びにこれらの適正な利用の推進並びに電気事業等の運営の調整に關する事務を行なうことを主たる任務とする。 2 資源エネルギー庁の長は、資源エネルギー庁長官とする。

(権限)

第三十六條の三 資源エネルギー庁は、その所掌事務を遂行するため、第四條第一号から第十三号まで、第十七号、第十九号、第二十四号、第三十一号、第三十三号、第三十八号の二、第三十九号から第三十九号の四まで、第四十一号から第四十五号まで及び第五十一号に掲げる権限を行使する。

第二款 内部部局

(内部部局) 第三十六條の四 資源エネルギー庁に、長官官房及び次の三部を置く。 石油部 石炭部 公益事業部

(特別な職) 第三十六條の五 資源エネルギー庁に次長一人を置く。 2 次長は、長官を助け、庁務を整理する。

(長官官房の事務) 第三十六條の六 長官官房においては、資源エネルギー庁の所掌事務に關し、次の事務をつかさどる。

- 一 機密に關すること。
二 職員職階、任免、分限、懲戒、服務その他的人事並びに厚生、教養及び訓練に關すること。
三 長官の官印及び庁印を管守すること。
四 公文書類を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。
五 所掌事務に係る一般會計及び石炭及び石油

対策特別會計についての経費及び収入の予算、決算及び會計並びに會計の監査に關すること。

六 行政財産及び物品を管理すること。
七 行政の考査を行なうこと。
八 庁務の総合調整を行なうこと。

九 鉱物資源及び電力等のエネルギーに關する総合的な政策及び計画を立案すること。
十 鉱物資源及び電力等のエネルギーに關する内外事情に關し、調査し、分析し、及び情報を提供すること。

十一 鉱業権の設定等に關する出願、登録その他鉱山に關すること。(立地公害局の所掌に係ることを除く。)
十二 次に掲げる鉱物、非鉄金属等の輸出、輸入、生産、流通及び消費(農林畜水産業専用物品の流通及び消費を除く。)の増進、改善及び調整を図ること。(本省の内部部局の所掌に係ることを除く。)

十三 非鉄金属及び核燃料物質たる非鉄金属製品
十四 鉱物の埋藏量の調査に關すること。(石油部及び石炭部の所掌に係ることを除く。)
十五 長官官房の所掌に係る事業の発達、改善及び調整を図ること。

十六 通商産業省の所掌に係る原子力の研究、開発及び利用に關する事務を総括すること。
十七 前各号に掲げるものほか、資源エネルギー庁の所掌事務で他部及び臨時石炭対策本部の所掌に属しない事務に關すること。(石油部の事務)

第三十六條の七 石油部においては、次の事務をつかさどる。
一 石油及び可燃性天然ガス並びにこれらの製品の輸出、輸入、生産、流通及び消費(農林

畜水産業専用物品の流通及び消費を除く。)の増進、改善及び調整を図ること。(基礎産業局の所掌に係ることを除く。)

二 石油精製業の許可に關すること。
三 石油パイプライン事業法(昭和四十七年法律第五号)の施行に關すること。
四 石油及び可燃性天然ガス資源の開発に關すること。

五 石油及び可燃性天然ガスの埋藏量の調査に關すること。
六 石油部の所掌に係る事業の発達、改善及び調整を図ること。

(石炭部の事務) 第三十六條の八 石炭部においては、次の事務をつかさどる。
一 石炭及び亜炭並びにこれらの製品の輸出、輸入、生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。(基礎産業局の所掌に係ることを除く。)

二 石炭及び亜炭の埋藏量の調査に關すること。
三 新炭鉱及び新坑の開発並びに炭田開発に關すること。
四 石炭鉱業及び亜炭鉱業による鉱害の賠償に關すること。

五 石炭鉱業及び亜炭鉱業による鉱害の復旧に關すること。
六 石炭部の所掌に係る事業の発達、改善及び調整を図ること。

(公益事業部の事務)

第三十六條の九 公益事業部においては、次の事務をつかさどる。
一 電気、ガス及び熱供給の料金その他の供給条件に關すること。
二 電気事業、ガス事業及び熱供給事業の經理及び會計の監督に關すること。
三 電気事業、ガス事業及び熱供給事業の運営を調整すること。

昭和四十八年五月十一日 衆議院會議録第三十三号 通商産業省設置法の一部を改正する法律案外一案

- 四 電気、ガス及び熱供給に関する施設、電気用品、ガス用品並びに電気工業業に関する監督その他電気、ガス及び熱供給の保安に関すること。
- 五 発電水力の調査及び調整を行ない、並びに電源の開発その他電気に関する施設の建設を推進すること。
- 六 電気の需給を調整し、及び電気の使用の合理化を図ること。
- 七 電気の計量に関すること。
- 八 発電に関する原子力の利用に関すること。
- 九 公益事業部の所掌に係る事業の発達及び改善を図ること。

- 第三十六条の十 第三十六条の十二に規定するもののほか、資源エネルギー庁に、附属機関として、臨時石炭対策本部を置く。
- 第三十六条の十一 臨時石炭対策本部は、九州地方の産炭地域において生ずる石炭問題に関する対策の迅速かつ適確な実施を推進する機関とする。
- 2 臨時石炭対策本部は、福岡市に置く。
- 3 臨時石炭対策本部の内部組織は、通商産業省令で定める。
- (その他の附属機関)
- 第三十六条の十二 次の表の上欄に掲げる機関は、資源エネルギー庁の附属機関として置かれるものとし、その目的は、それぞれ下欄に記載するとおりとする。

種類	目的
総合エネルギー調査会	エネルギーの安定的かつ合理的な供給の確保に関する総合的かつ長期的な施策に関する重要事項を調査審議すること。
鉱業審議会	鉱業に関する重要事項(石油及び可燃性天然ガス資源の開発並びに石炭鉱業の合理化に関するものを除く)を調査審議すること。
石油及び可燃性天然ガス資源開発審議会	石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する重要事項を調査審議すること。
石油審議会	石油の安定的かつ低廉な供給の確保に関する重要事項を調査審議すること。
石炭鉱業審議会	石炭鉱業の合理化及び安定に関する重要事項を調査審議すること。
産炭地域振興審議会	産炭地域の振興に関する重要事項を調査審議すること。
電気事業審議会	電気事業に関する重要事項を調査審議すること。
電気主任技術者資格審査会	電気主任技術者国家試験を行ない、及び電気主任技術者の資格に関する事項を調査審議すること。

2 前項に掲げる附属機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律(これに基づく命令を含む)に別段の定めがある場合を除くほか、政令で定める。

附則第四項中「第二十五条第一項」を「第三十六条の十二第一項」に改める。
附則に次の一項を加える。
7 特許技監は、当分の間、特許庁の部長(総務

- 部長を除く。)の職を占める者をもつて充てられるものとする。
- 附則
- (施行期日)
- 1 この法律は、昭和四十八年四月一日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この法律の施行の際現に通商産業省の鉱山石炭局若しくは公益事業局又は附属機関(この法律の規定により資源エネルギー庁の相当の附属機関となるものに限る。)の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもつて、資源エネルギー庁の相当の職員となるものとする。
- (国家行政組織法の一部改正)
- 3 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

- 別表第一 通商産業省の項中「特許庁」を「資源エネルギー庁」に改める。
- 4 工業技術院設置法(昭和二十三年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。
- 第九条を次のように改める。
- (日本工業標準調査会)
- 第九条 工業技術院に、附属機関として、日本工業標準調査会を置く。
- 2 日本工業標準調査会については、工業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)の定めるところによる。
- (鉱山保安法の一部改正)
- 5 鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)の一部を次のように改正する。
- 第三十二条(見出しを含む)、第三十四条、第四十三条及び第四十九条中「公害保安局」を「立地公害局」に改める。
- 第五十四条第二項中「公害保安局長」を「立地

- 公害局長」に改める。
- (輸出保険法の一部改正)
- 6 輸出保険法(昭和二十五年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。
- 第十九条中「通商産業省貿易振興局」を「通商産業省貿易局」に改める。
- (石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部改正)
- 7 石油及び可燃性天然ガス資源開発法(昭和二十七年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。
- 第三十二条中「通商産業省鉱山石炭局」を「資源エネルギー庁石油部」に改める。
- (電気事業法の一部改正)
- 8 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)の一部を次のように改正する。
- 第九十二条中「通商産業省公益事業局」を「資源エネルギー庁公益事業部」に改める。
- (総合エネルギー調査会設置法の一部改正)
- 9 総合エネルギー調査会設置法(昭和四十年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。
- 第七条中「通商産業大臣官房」を「資源エネルギー庁長官官房」に改める。

理由
最近における内外の経済情勢の変化に対処し、通商産業行政の強力な推進を図るため、通商産業省の鉱山石炭局と公益事業局とを統合して、同省の外局として資源エネルギー庁を設置し、及びその他の同省の本省内部部局についてもこれを全面的に再編整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

恩給法等の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。
昭和四十八年二月十七日
内閣総理大臣 田中 角榮

昭和四十八年五月十一日 衆議院會議録第三十三号 通商産業省設置法の一部を改正する法律案外一案

項の次に次の一項を加える。

12 旧軍人以外の公務員(旧軍属を除く。)として昭和二十年九月二日から引き続き海外又は第七項の政令で定める地域にあつた者の当該公務員としての在職年を計算する場合においては、同日後帰国するまでの在職期間又はこれと同視すべき在職期間の一月につき一月の月数を加えたものによる。

附則第二十四条に次の一項を加える。

14 旧軍人、旧準軍人又は旧軍属の恩給の基礎在職年を計算する場合には、第三項の規定にかかわらず、同項の規定により恩給の基礎在職年に算入されないこととされている加算年並びに第十一項及び第十二項の規定により在職年に加えられることとされている年月数は、恩給の基礎在職年に算入するものとする。

附則第二十四条の三の見出し及び同条第一項中「の規定に該当して」を「に規定する抑留又は逮捕により」に改める。

附則第二十四条の五の前の見出し中「加算年及び加算年月数とみなされる年月数」を「加算年等」に改める。

附則第二十四条の九第一項中「及び附則第二十四条の三第二項」を「及び恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第 号。以下「法律第 号」という。)による改正前の附則第二十四条の三第二項」に、「若しくは附則第二十四条の三第二項」を「若しくは法律第 号」に改める。

附則第二十四条の十一第一項中「第十二項」を「第十三項」に改める。

「第十三項」に改める。

附則第二十四条の十二を附則第二十四条の十三とし、附則第二十四条の十一の次に次の一条を加える。

第二十四条の十二 附則第二十四条の五第一項の規定は、公務員若しくは公務員に準ずる者で、附則第二十四条第十項の規定(法律第 号による改正後の附則第二十四条の三第二項に係る部分に限る。)附則第二十四条第十二項及び第十三項の規定、同条第十四項の規定若しくは法律第 号による改正後の附則第二十四条の三の規定の適用によりその在職年が普通恩給についての最短恩給年限に達することとなるもの又はこれらの者の遺族について準用する。この場合において、附則第二十四条の五第一項中「昭和三十六年十月一日」とあるのは、「昭和四十八年十月一日」と読み替へるものとする。

2 附則第二十四条の四第二項及び第三項並びに第二十四条の五第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、附則第二十四条の四第二項第四号中「昭和三十五年七月一日」とあるのは「昭和四十八年十月一日」と、附則第二十四条の五第三項中「普通恩給を受ける権利を取得した者の当該普通恩給の給与は昭和三十七年十月から、同項の規定により扶助料を受ける権利を取得した者の当該扶助料の給与は昭和三十六年十月から」とあるのは「普通恩給又は扶助料を受ける権利を取得した者の当該普通恩給又は扶助料の給与は、昭和四十八年十月から」と、「旧軍人、旧準軍人又は旧軍属」とあるのは「公務員又は公務員に準ずる者」と読み替へるものとする。

附則第二十六条中「第二十四条の十一」を「第二十四条の十二」に、「第二十四条の十二」を「第二十四条の十三」に改める。

「務員に準ずる者」と読み替へるものとする。

附則第二十六条中「第二十四条の十一」を「第二十四条の十二」に、「第二十四条の十二」を「第二十四条の十三」に改める。

附則第二十七条ただし書中「二十四万円」を「二十九万六千六百六十円」に、「十八万円」を「二十二万二千二百二十円」に改める。

附則第二十九条の前の見出し中「資格を失つた者」を「資格を失つた者等」に改める。

附則第二十九条の二中「の規定に該当して」を「に規定する抑留又は逮捕により」に改める。

附則第三十条中「(昭和二十六年法律第八十七号)附則第十項」を「(昭和二十六年法律第八十七号。以下「法律第八十七号」という。)附則第十項」に改める。

附則第四十三条の二を次のように改める。
(外国特殊機関の職員期間のある者についての特例)

第四十三条の二 附則第四十二条第一項から第三項まで及び第六項並びに第四十二条の二の規定は、附則第四十二条又は前条に規定する外国政府職員又は外国特殊法人職員に準ずべきものとして政令で定める外国にあつた特殊機関の職員(以下「外国特殊機関職員」という。)として在職したことがある公務員について準用する。この場合において、附則第四十二条第一項から第三項まで及び第六項並びに第四十二条の二中「外国政府職員」とあるのは、「外国特殊機関職員」と読み替へるものとする。

2 附則第二十四条の四第二項並びに第四十一条第二項及び第四項の規定は、前項の規定の適用により給すべき普通恩給又は扶助料について準用する。この場合において、附則第二十四条の四第二項第四号中「昭和三十五年七月一日」とあるのは「昭和四十八年十月一日」と、附則第四十一条第二項中「ものうち昭

和三十六年九月三十日以前に退職し、若しくは死亡した者又はその遺族は、同年十月一日から」とあるのは「もの又はその遺族は、昭和四十八年十月一日から」と、同条第四項中「昭和三十六年十月」とあるのは「昭和四十八年十月」と読み替へるものとする。

3 附則第二十四条の四第三項の規定は、公務員としての在職年(外国特殊機関職員となる前の公務員としての在職年を除く。)に基づき一時恩給又は一時扶助料を受けた者があつた場合における前二項の規定により給すべき普通恩給又は扶助料の年額について準用する。

附則第四十四条を附則第四十五条とし、附則第四十三条の二の次に次の一条を加える。
(準公務員期間の計算についての特例)

第四十四条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第八十四号)附則第八項又は法律第八十七号附則第六項若しくは第十項の規定により公務員に準ずる者(公務員に準ずる者とみなされる者を含む。)としての勤続年月数の二分の一に相当する年月数を公務員(公務員とみなされる者を含む。)としての在職年数に算入されている者の普通恩給の基礎となるべき公務員としての在職年の計算については、当該通算されている年月数に相当する年月数を加えたものによる。

2 前条第二項の規定は、前項の規定により給すべき普通恩給又は扶助料について準用する。

3 附則第二十四条の四第三項の規定は、公務員としての在職年に基づき一時恩給又は一時扶助料を受けた者があつた場合における前二項の規定により給すべき普通恩給又は扶助料の年額について準用する。

附則別表第一

階級	俸給年額
大將	二、四〇〇、〇〇〇円
中将	一、九七九、〇〇〇円
少将	一、五四五、五〇〇円
大佐	一、三二五、三〇〇円
中佐	一、二六四、九〇〇円
少佐	九八二、九〇〇円
大尉	八二九、一〇〇円
中尉	六五四、八〇〇円
少尉	五五七、九〇〇円
准士官	五三一、一〇〇円
曹長又は上等兵曹	四二〇、一〇〇円
軍曹又は一等兵曹	三九二、五〇〇円
伍長又は二等兵曹	三八二、〇〇〇円
兵	三四九、六〇〇円

備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。

附則別表第四中「二〇八、〇〇〇円」を「二五七、〇〇〇円」に、「二八一、〇〇〇円」を「三四六、〇〇〇円」に改める。

附則別表第五中「二六〇、〇〇〇円」を「三二二、〇〇〇円」に、「一九八、〇〇〇円」を「二四四、〇〇〇円」に、「一五六、〇〇〇円」を「一九二、〇〇〇円」に、「一三五、〇〇〇円」を「一六七、〇〇〇円」に改める。

附則別表第六を次のように改める。

附則別表第六

俸給年額	金
一、四〇〇、〇〇〇円	二、三一四、六〇〇円
一、九七九、〇〇〇円	一、九三六、三〇〇円
一、五四五、五〇〇円	一、五〇七、五〇〇円

一、三二五、三〇〇円

一、二六四、九〇〇円

九八二、九〇〇円

八二九、一〇〇円

六五四、八〇〇円

五五七、九〇〇円

五三一、一〇〇円

四二〇、一〇〇円

三九二、五〇〇円

三八二、〇〇〇円

三四九、六〇〇円

一、二七六、九〇〇円

一、二〇四、一〇〇円

九四七、五〇〇円

七六五、六〇〇円

五九八、一〇〇円

五二五、七〇〇円

四六一、一〇〇円

三八二、〇〇〇円

三六四、〇〇〇円

三四九、六〇〇円

三〇七、三〇〇円

(旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正)

第三条 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に關する法律(昭和三十一年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項ただし書中「十八万円」を「二十二万二千二百二十円」に改める。

(恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

附則第六条を次のように改める。

第六条 削除

第五條 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十三条第二項の表中「七八〇、〇〇〇円」を「九六二、二五〇円」に、「六三一、五〇〇円」を「七七九、二五〇円」に、「五〇七、〇〇〇円」を「六二五、五〇〇円」に、「三八二、五〇〇円」を「四七一、七五〇円」に、「二九六、二五〇円」を「三六六、〇〇〇円」に、「二二六、五〇〇円」を「二七九、〇〇〇円」に、「二一〇、七五〇円」を「二五九、五〇〇円」に、「一九五、〇〇〇円」を「二四〇、七五〇円」に、「一四八、五〇〇円」を「一八三、〇〇〇円」に、「一一七、〇〇〇円」を「一四四、〇〇〇円」に、「一一〇、二五〇円」を「一二五、二五〇円」に、「一五六、〇〇〇円」を「一九二、七五〇円」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 第一項の規定により特例傷病恩給を受ける者に妻があるときは、二万八千八百円を当該特例傷病恩給の年額に加給し、同項の規定により特別項症から第六項症まで又は第一款症の特例傷病恩給を受ける者に恩給法第六十五条第三項から第五項までに規定する扶養家族があるときは、一人につき四千八百円(そのうち二人までは、一人につき九千六百円)を当該特例傷病恩給の年額に加給する。

附則第十三条第四項中「三万六千円」を「七万二千元」に改める。

昭和四十八年五月十一日 衆議院會議録第三十三号 通商産業省設置法の一部を改正する法律案外一案

附則

第一条 この法律は、昭和四十八年十月一日から施行する。

(文官等の恩給年額の改定)

第二条 公務員(恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八法律第五十五号。以下「法律第五十五号」といふ。))附則第十條第一項に規定する旧軍人(以下「旧軍人」といふ。))を除く。附則第十二條を除き、以下同じ。若しくは公務員に準ずる者(法律第五十五号附則第十條第一項に規定する旧軍人(以下「旧軍人」といふ。))を除く。以下同じ。又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、昭和四十八年十月分以降、その年額を、その年額の計算の基礎となつて居る俸給年額にそれぞれ対応する附則別表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法及び改正後の法律第五十五号附則の規定によつて算出して得た年額に改定する。

第三条 七十歳以上の者に給する普通恩給若しくは扶助料又は七十歳未満の妻若しくは子に給する扶助料又、その基礎在職年に算入されている実在職年の年数が普通恩給についての最短期間年限以上であるものに関する前条の規定の適用については、同条中「昭和四十八年十月分」とあるのは「昭和四十八年十月分(同日一日において七十歳未満である者(扶助料を受ける妻及び子を除く。))については、七十歳に達する日の属する月の翌月分)」と、「仮定俸給年額」とあるのは「仮定俸給年額の四段階上位の仮定俸給年額(仮定俸給年額が二、三、四、六〇〇円未満で附則別表に掲げる額に合致しないものにあつては同表に掲げる仮定俸給年額のうち、その額の直近下位の額の四段階上位の額をこえ、その額の直近上位の額の四段階上位の額をこえない範囲内において総理府令で定める額、仮定俸給年額が二、三、四、六〇〇円をこえるものにあつては

その額に二、五七、〇〇〇円を二、三、四、六〇〇円を除いて得た割合を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げるものとする。))とする。

2 前項の規定は、恩給年額の計算の基礎となつた俸給の都道府県(これに準ずるものを含む。)の退職年金に関する条例上の職員の俸給又は給料とが併給されていた者で、恩給年額の計算の基礎となつた俸給の額がこれらの併給された俸給又は給料の合算額の二分の一以下であつたものについては、適用しない。

(傷病恩給等に関する経過措置)

第四条 増加恩給(第七項の増加恩給を除く。))については、昭和四十八年十月分以降、その年額(改正前の恩給法第六十五條第二項から第七項までの規定による加給の年額を除く。))を、改正後の恩給法別表第二号表の年額に改定する。

第五条 昭和四十八年九月三十日以前に給付事由の生じた傷病賜金の金額については、なお従前の例による。

第六条 第七項の増加恩給については、昭和四十八年十月分以降、その年額(改正前の法律第五十五号附則第二十二條第三項ただし書において準用する改正前の恩給法第六十五條第二項から第六項までの規定による加給の年額を除く。))を、改正後の法律第五十五号附則別表第四の年額に改定する。

第七条 傷病年金については、昭和四十八年十月分以降、その年額(妻に係る加給の年額を除く。))を、改正後の法律第五十五号附則別表第五の年額に改定する。

第八条 特例傷病恩給については、昭和四十八年十月分以降、その年額(改正前の恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六法律第八十一号。以下「法律第八十一号」といふ。))附則第十三條第三項及び第四項の規定による加給の年額を

除く。))を、改正後の法律第八十一号附則第十三條第二項に規定する年額に改定する。

第九条 妻に係る年額の加給をされた増加恩給、傷病年金又は特例傷病恩給については、昭和四十八年十月分以降、その加給の年額を、二万八千八百円に改定する。

2 改正前の恩給法第六十五條第三項に規定する妻以外の扶養家族に係る年額の加給をされた増加恩給又は特例傷病恩給については、昭和四十八年十月分以降、その加給の年額を、当該扶養家族の一人につき四千八百円(そのうち二人までは、一人につき九千六百円)として算出して得た年額に改定する。

3 改正前の恩給法第六十五條第七項の規定による年額の加給をされた増加恩給又は改正前の法律第八十一号附則第十三條第四項の規定による年額の加給をされた特例傷病恩給については、昭和四十八年十月分以降、その加給の年額を、七万二千円に改定する。

第十条 扶養遺族に係る年額の加給をされた扶助料については、昭和四十八年十月分以降、その加給の年額を、扶養遺族の一人につき四千八百円(そのうち二人までは、一人につき九千六百円)として算出して得た年額に改定する。

(旧軍人等の恩給年額の改定)

第十一条 旧軍人若しくは旧軍人又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、昭和四十八年十月分以降、その年額を、改正後の法律第五十五号附則別表第一の仮定俸給年額(同法附則第十三條第二項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する同法附則別表第六の下欄に掲げる金額)を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、同法附則及び改正後の旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の規定によつて算出して得た年額に改定する。(法律第五十五号附則第二十四條の三の改正等に伴う経過措置)

第十二條 改正後の法律第五十五号附則第二十四條の三、第四十三條の二又は第四十四條の規定により普通恩給の基礎となるべき公務員としての在職年の計算において新たに加えられるべき年数を有することとなる者に係る普通恩給又は扶助料については、昭和四十八年十月分以降、その年額を、改正後の恩給法及び改正後の法律第五十五号附則の規定によつて算出して得た年額に改定する。

2 改正後の法律第五十五号附則第二十九條の二の規定により新たに恩給を給されることとなる者の当該恩給の給付は、昭和四十八年十月から始めるものとする。

(教育職員)の勤務在職年についての加給に関する特例)

第十三條 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第八十七号。以下「法律第八十七号」といふ。))による改正前の恩給法第六十二條第四項に規定する学校(以下「第四項の学校」といふ。))の教育職員(教育職員とみなされる者を含む。以下同じ。))が学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の施行に伴い、引き続き同条第三項に規定する学校(以下「第三項の学校」といふ。))の教育職員となつた場合における第三項の学校の教育職員としての在職年を第四項の学校の教育職員として勤務した年を第四項の法律第四項、法律第五十五号による改正前の法律第八十七号附則第十項、法律第五十五号附則第三十九條又は恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第九十九号)附則第十一条の規定を適用したとしたならば、これらの規定により勤務在職年についての加給が附せられるべきであつた普通恩給については、これらの規定の例により加給するものとする。

2 前項の規定により加給される普通恩給又は扶助料については、昭和四十八年十月分以降、その年額を、改正後の恩給法、改正後の法律第五十五号附則及び同項の規定によつて算出して

得た年額に改定する。
 (職権改定)
 第十四条 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、附則第二条(改正後の法律第五百十五号附則第十八条第二項、第二十三条第六項及び第三十一条において準用する同法附則第十四条第二項に係る部分に限る。)、第十一条(改正後の法律第五百十五号附則第十四条第二項に係

る部分に限る。)、第十二条第一項及び前条第二項の規定によるものを除き、裁定庁が受給者の請求を待たずに行なり。
 (多額所得による恩給停止についての経過措置)
 第十五条 改正後の恩給法第五十八条ノ四の規定は、昭和四十八年九月三十日以前に給与事由の生じた普通恩給についても、適用する。
 附則別表

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額	仮 定 俸 給 年 額
一九七、八〇〇円	二四四、一〇〇円
二〇三、四〇〇円	二五一、〇〇〇円
二〇八、一〇〇円	二五六、八〇〇円
二二四、八〇〇円	二六五、一〇〇円
二二八、九〇〇円	二七〇、一〇〇円
二二六、五〇〇円	二七九、五〇〇円
二三七、五〇〇円	二九三、一〇〇円
二四九、〇〇〇円	三〇七、三〇〇円
二六〇、三〇〇円	三二一、二〇〇円
二七一、九〇〇円	三三五、五〇〇円
二八三、三〇〇円	三四九、六〇〇円
二九五、〇〇〇円	三六四、〇〇〇円
三〇二、三〇〇円	三七三、〇〇〇円
三〇九、六〇〇円	三八二、〇〇〇円
三一八、一〇〇円	三九二、五〇〇円
三三〇、一〇〇円	四〇七、三〇〇円
三四〇、四〇〇円	四二〇、一〇〇円
三五〇、一〇〇円	四三三、〇〇〇円
三六一、八〇〇円	四四六、五〇〇円

三七三、七〇〇円	四六一、一〇〇円
三八六、六〇〇円	四七七、一〇〇円
三九九、六〇〇円	四九三、一〇〇円
四一五、八〇〇円	五一三、一〇〇円
四二六、〇〇〇円	五二五、七〇〇円
四三九、三〇〇円	五四二、一〇〇円
四五二、一〇〇円	五五七、九〇〇円
四七七、九〇〇円	五八九、七〇〇円
四八四、七〇〇円	五九八、一〇〇円
五〇四、四〇〇円	六二二、四〇〇円
五三〇、六〇〇円	六五四、八〇〇円
五五九、六〇〇円	六九〇、五〇〇円
五七四、三〇〇円	七〇八、七〇〇円
五八八、四〇〇円	七二六、一〇〇円
六〇八、六〇〇円	七五一、〇〇〇円
六二〇、四〇〇円	七六五、六〇〇円
六五四、九〇〇円	八〇八、一〇〇円
六七一、九〇〇円	八二九、一〇〇円
六八九、七〇〇円	八五一、一〇〇円
七二四、一〇〇円	八九三、五〇〇円
七五八、八〇〇円	九三六、四〇〇円
七六七、八〇〇円	九四七、五〇〇円
七九六、五〇〇円	九八二、九〇〇円
八三七、一〇〇円	一、〇三三、〇〇〇円
八七七、五〇〇円	一、〇八二、八〇〇円
九〇二、三〇〇円	一、一一三、四〇〇円

昭和四十八年五月十一日 衆議院会議録第三十三号 通商産業省設置法の一部を改正する法律案外一案

九二六、六〇〇円	一、一四三、四〇〇円
九七五、八〇〇円	一、二〇四、一〇〇円
一、〇二五、〇〇〇円	一、二六四、九〇〇円
一、〇三四、八〇〇円	一、二七六、九〇〇円
一、〇七四、〇〇〇円	一、三二五、三〇〇円
一、一一三、四〇〇円	一、三八六、三〇〇円
一、一七三、七〇〇円	一、四四七、一〇〇円
一、二二一、六〇〇円	一、五〇七、五〇〇円
一、二五二、四〇〇円	一、五四五、五〇〇円
一、二八五、四〇〇円	一、五八六、二〇〇円
一、三四八、八〇〇円	一、六六四、四〇〇円
一、四一一、九〇〇円	一、七四三、五〇〇円
一、四四五、二〇〇円	一、七八三、四〇〇円
一、四七六、四〇〇円	一、八二一、九〇〇円
一、五四〇、一〇〇円	一、九〇〇、五〇〇円
一、五六九、一〇〇円	一、九三六、三〇〇円
一、六〇三、七〇〇円	一、九九九、〇〇〇円
一、六六七、二〇〇円	二、〇五七、三〇〇円
一、七三六、六〇〇円	二、一四三、〇〇〇円
一、七七二、三〇〇円	二、一八七、〇〇〇円
一、八〇六、一〇〇円	二、二二八、七〇〇円
一、八四一、五〇〇円	二、二七二、四〇〇円
一、八七五、七〇〇円	二、三一四、六〇〇円
一、九四四、九〇〇円	二、四〇〇、〇〇〇円
二、〇一四、二〇〇円	二、四八五、五〇〇円
二、〇四八、四〇〇円	二、五二七、七〇〇円

二、〇八三、五〇〇円
二、五七一、〇〇〇円

恩給年額の計算の基礎となつて居る俸給年額がこの表に記載された額に合致しないものについては、昭和四十七年三月三十一日以前に退職(在職中死亡の場合の死亡を含む。以下同じ)した公務員又は公務員に準ずる者に係る場合にあつては、その年額に一・二三四(昭和四十六年四月一日以後に退職した公務員又は公務員に準ずる者に係る場合にあつては、一・〇五五)を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げるものとする)を、昭和四十七年四月一日以後に退職した公務員又は公務員に準ずる者に係る場合にあつては、その年額をそれぞれ仮定俸給年額とする。

理由

最近の経済情勢にかんがみ、恩給年額等について所要の是正を行なうとともに、老齢者、傷病者等の恩給年額計算の基礎となる在職中に旧軍人等の加算年を算入し、及び老齢の文官等の恩給年額計算の基礎となる俸給年額を引き上げることとし、あわせて準公務員としての在職期間を全部通算する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(中村梅吉君) 委員長の報告を求めます。内閣委員長三原朝雄君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

三原朝雄君登壇

○三原朝雄君 たいま議題となりました二法案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、通商産業省設置法の一部を改正する法律案につきまして申し上げますと、本案は、通商産業省の内部部局を全面的に再編成して、現在の一官房九局を大臣官房、通商政策局、貿易局、産業政策局、立地公害局、基礎産業局、機械情報産業局、生活産業局の一官房七局及び資源エネルギー庁に改めること、通商産業省に通商産業審議官一人を、特許庁に特許技監一人を置くこと等をその内容とするものであります。

本案は、二月七日日本委員会に付託、二月二十二日政府より提案理由の説明を聴取し、慎重審議を行ない、五月十日質疑を終了いたしましたところ、加藤委員より、「昭和四十八年四月一日」としている施行期日を、「公布の日」に改める旨の修正案が提出され、趣旨説明の後、討論もなく、採決の結果、多数をもって修正案のとおり修正議決すべきものと決しました。

次に、恩給法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、二三・四％の恩給年額の増額のほか、老齢者、傷病者及び妻子に対する優遇措置、その他の処遇改善の措置を昭和四十八年十月一日から実施しようとするものであります。

本案は、二月十七日本委員会に付託、二月二十二日政府より提案理由の説明を聴取し、慎重審議を行ない、本十一日質疑を終了、討論もなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の各派共同提案にかかる附帯決議が全会一致をもって付されました。

その内容は次のとおりであります。

政府は、次の事項について速やかに善処するよう要望する。

一 恩給法第二条ノ二について、その制定の趣旨にかんがみ、国家公務員の給与にスライドするようその制度化を図るとともに、退職年

次による恩給格差の是正措置を講ずること。
 一 恩給の最低保障額については、他の公的年金の最低保障額との均衡を考慮して、その抜本的改善を図ること。
 一 旧軍人に対する一時恩給に關しては、引き続き実在職年が三年以上七年未満の兵に対しても支給のみを講ずること。
 以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

通商産業省設置法の一部を改正する法律案に對する修正案(委員会修正)
 通商産業省設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
 附則第一項中「昭和四十八年四月一日」を「公布の日」に改める。

○議長(中村梅吉君) これより採決に入ります。まず、日程第一につき採決いたします。本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(中村梅吉君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。次に、恩給法等の一部を改正する法律案につき採決いたします。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
 ○議長(中村梅吉君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(中村梅吉君) 本日は、これにて散会いたします。
 午後二時十二分散会

出席國務大臣

通商産業大臣 中曾根康弘君
 國務大臣 坪川 信三君

○朗読を省略した議長の報告

(常任委員辞任及び補欠選任)
 一、昨日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
 内閣委員

辞任

補欠

竹中 修一君 村岡 兼造君
 鈴切 康雄君 山田 太郎君
 受田 新吉君 折小野良一君
 村岡 兼造君 竹中 修一君
 山田 太郎君 鈴切 康雄君
 折小野良一君 受田 新吉君

地方行政委員

補欠

折小野良一君 受田 新吉君
 折小野良一君 折小野良一君

法務委員

補欠

山田 太郎君 鈴切 康雄君
 羽田野忠文君 原田 憲君
 鈴切 康雄君 山田 太郎君

外務委員

補欠

竹内 黎一君 藤山愛一郎君

大蔵委員

補欠

木野 晴夫君 竹下 登君
 塩谷 一夫君 竹中 修一君
 村岡 兼造君 木村 武雄君
 木村 武雄君 村岡 兼造君
 竹下 登君 木野 晴夫君
 竹中 修一君 塩谷 一夫君

文教委員

補欠

竹中 修一君 塩谷 一夫君

辞任

補欠

山口 鶴男君 成田 知己君

社会労働委員

補欠

島本 虎三君 大原 亨君
 大原 亨君 島本 虎三君
 田邊 誠君 江田 三郎君

農林水産委員

補欠

森下 元晴君 鈴木 善幸君

運輸委員

補欠

井岡 大治君 石橋 政嗣君

通信委員

補欠

木村 武雄君 村岡 兼造君
 村岡 兼造君 木村 武雄君
 森井 忠良君 下平 正一君

建設委員

補欠

小淵 惠三君 船田 中君
 下平 正一君 森井 忠良君
 中村 茂君 佐々木更三君

予算委員

補欠

大原 亨君 島本 虎三君
 安里積千代君 池田 禎治君
 飯谷 忠男君 岸 信介君
 正示啓次郎君 椎名悦三郎君
 地崎宇三郎君 大原 亨君
 島本 虎三君 安里積千代君
 池田 禎治君

決算委員

補欠

池田 禎治君 塚本 三郎君
 中尾 宏君 橋本登美三郎君
 中村 弘海君 篠田 弘作君
 吉永 治市君 前尾繁三郎君

議院運営委員

補欠

塚本 三郎君 池田 禎治君
 竹下 登君 山村新治郎君
 竹中 修一君 加藤 紘一君
 森 喜朗君 大石 千八君
 大石 千八君 森 喜朗君
 加藤 紘一君 竹中 修一君
 羽田 孜君 倉石 忠雄君
 山村新治郎君 竹下 登君

懲罰委員

補欠

岸 信介君 小淵 惠三君
 倉石 忠雄君 羽田 孜君
 佐藤 榮作君 梶山 静六君
 権名悦三郎君 小島 徹三君
 篠田 弘作君 木部 佳昭君
 鈴木 善幸君 稻村 利幸君
 橋本登美三郎君 浜田 幸一君
 原田 憲君 羽田野忠文君
 藤山愛一郎君 野田 毅君
 船田 中君 保岡 興治君
 前尾繁三郎君 粕谷 茂君
 石橋 政嗣君 井岡 大治君
 江田 三郎君 田邊 誠君
 佐々木更三君 中村 茂君
 成田 知己君 山口 鶴男君
 寺前 巖君 東中 光雄君

特別委員辞任及び補欠選任

補欠

一、昨日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
 公職選挙法改正に関する調査特別委員

辞任

補欠

三浦 久君 諫山 博君

(議案提出)

一、昨日、議員から提出した議案は次のとおりである。
 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法

昭和四十八年五月十一日 衆議院會議録第三十三号 議案に関する報告書

律案(山口鶴男君外五名提出)

一、昨十日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
出入国法案(内閣提出第九二号) 法務委員会 付託

(案約送付)

一、昨十日、参議院に送付した条約は次のとおりである。
アフリカ開発基金を設立する協定の締結について承認を求めたの件
千九百七十一年十二月二十日に国際連合総会議第二千八百四十七号(XVII)によつて採択された国際連合憲章の改正の批准について承認を求めたの件

(議案送付)

一、昨十日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
農林中央金庫法の一部を改正する法律案
農業協同組合法の一部を改正する法律案

通商産業省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的
本案は、最近の内外における社会経済情勢の著しい変化に対処し、新たな通商産業政策を展開するため、通商産業省の機構の改革を行なうとするもので、その主な内容は、次のとおりである。

- 1 通商産業省の任務のうち、輸出品の生産の振興を削る等規定の整備を行なうこととする。
- 2 本省の内部部局を次のように再編成し、新たに外局として資源エネルギー庁を設置することとする。
- (1) 通商局及び貿易振興局を再編成して通商政策局及び貿易局とし、対外的な通商政策並びに貿易に関する事務を、それぞれ一元的に所掌させることとする。
- (2) 産業政策の企画・誘導機能を強化するとともに流通消費部門の拡充整備を図るため、企業局を改組して産業政策局とする。
- (3) 立地行政と公害防止行政の緊密化を図るため、公害保安局及び企業局の立地関係部局を統合して、立地公害局とする。
- (4) 産業構造上の地位、問題の共通性等により重工業局、化学工業局及び繊維雑貨局を再編成して基礎産業局、機械情報産業局及

び生活産業局とする。
(5) 総合的かつ強力な資源・エネルギー行政の推進を図るため、鉱山石炭局と公益事業局を統合し、通商産業省の外局として資源エネルギー庁を設置し、同庁の内部部局として、長官官房並びに石油部、石炭部及び公益事業部を置くこととする。

3 通商産業省に、同省の所管行政に関する重要事項を総括整理する通商産業審議官一人を置くこととする。
4 特許庁に、工業所有権関係の事務のうち、技術に関する重要事項を総括整理する特許技監一人を置くこととする。

5 工業技術院の附属機関である工業技術協議会を産業技術審議会に改め、本省の附属機関とする。
そのほか、所要の規定の整備を行なつて、なお、施行期日は、昭和四十八年四月一日とする。

二 議案の修正議決理由

本案は、最近における内外の経済情勢の変化に対処し、通商産業行政の強力かつ効率的な推進を図るため、妥当な措置と認めるが、施行期日については修正することを適当と認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。
三 本案施行に要する経費
本案施行に要する経費として、約十八億五千八百四十八万円が昭和四十八年度一般会計予算に計上されている。
昭和四十八年五月十日
内閣委員長 三原 朝雄
衆議院議長 中村 梅吉殿
(別紙)
(小字及び一は修正)

附則

(施行期日) 公布の日
1 この法律は、昭和四十八年四月一日から施行する。

恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的
本案の主な改正点は、次のとおりである。
1 昭和四十六年度及び昭和四十七年度における国家公務員給与の改善率により、昭和四十

八年十月分以降、恩給年額を二三・四増額する。
2 七十歳以上の高齢者及び七十歳未満の妻子に給する普通恩給または扶助料で、長期に職の文官、教育職員、警察監獄職員等に係るものについては、その年額計算の基礎となる法定俸給の格付けを一律に四十号俸引き上げる。
3 七十歳以上の高齢者、七十歳未満の傷病者及び妻子に給する普通恩給または扶助料を計算する場合には、その計算基礎となる在職年数に、実在職年と旧軍人等の加算年を合計した年数を恩給年額計算の基礎と算入する。
4 六十歳以上六十五歳未満の者(傷病者及び妻子を除く)に給する加算恩給で旧軍人または警察監獄職員に係るもの年額を計算する場合には、加算減算率を百五十分の二・五(現行は百五十分の三・五)に緩和する。
5 旧軍人軍属の恩給の基礎在職年を計算する場合に、一般文官の職務加算年をも算入する。

6 終戦後、海外、南西諸島、小笠原諸島、千島列島等において抑留されていた一般文官については、旧軍人軍属の場合と同様に、その抑留期間の一月につき一月の在職年の割増し(いわゆる抑留加算)を認める。
7 傷病恩給の特別加給の年額を七万二千元(現行は三万六千元)に引き上げる。
8 扶養加給の年額を、妻については二万八千八百円(現行は一万四千元)に、妻以外の者については二日目で九千六百元(現行は最初の一人は七千二百円、二人目以降は四千八百円)にそれぞれ引き上げる。
9 戦後の学制改革に伴い、旧制中学校程度の学校の教育職員が引き続き新制中学校程度の教育職員となつた場合には、引き続き旧制中学校程度の学校の教育職員として勤続するものとみなし、勤続加給を認める。
10 準公務員たる特定郵便局長、准訓導等が引き続き公務員となつた場合には、当該準公務員としての勤続期間をすべて通算することとする。(現行は二分の一通算)

11 公務員としての前歴を有しない満洲拓植公社等の外国特殊機関の職員についても、外国特殊法人職員の場合と同様に、その在職期間を公務員期間に通算する。
12 戦犯容疑者として拘禁され有罪の判決を受けなかつた者についても、有罪の判決を受けた者の場合と同様に、その拘禁期間の通算を

認めるとともに海外における拘禁期間の一月につき一月の加算年に準ずる在職年の割増しをする。

13 普通恩給の増額等に伴い、恩給外所得による普通恩給の停止基準を緩和する。
14 以上の措置は、昭和四十八年十月一日から実施する。
二 議案の可決理由
本案は、経済情勢の変動等にかんがみ、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
なお、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、昭和四十八年度一般会計予算に約二百五十六億円が計上されている。
なお、昭和四十九年度以降平年度所要経費は、約千二十四億円の見込みである。
右報告する。
昭和四十八年五月十一日
内閣委員長 三原 朝雄
衆議院議長 中村 梅吉殿
(別紙)
恩給法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について速やかに善処するよう要望する。
一 恩給法第二条ノ二について、その制定の趣旨にかんがみ、国家公務員の給与にスライドするようその制度化を図るとともに、退職年次による恩給格差の是正措置を講ずること。
二 恩給の最低保障額については、他の公的年金の最低保障額との均衡を考慮して、その抜本的改善を図ること。
三 旧軍人に対する一時恩給に関しては、引き続き実在職年が三年以上七年未満の兵に対しても支給のみを講ずること。
右決議する。

認めるとともに海外における拘禁期間の一月につき一月の加算年に準ずる在職年の割増しをする。

定価 一部五十円

発行所 東京都港区赤坂裏町二番地 郵便番号一〇七
大藏省印刷局
電話 東京 五八二四四二(六)

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可